

令和5年度第7回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第7回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は、 <b>■</b> 番 <b>■</b> 委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。 <b>■</b> 番 <b>■</b> 委員、 <b>■</b> 番 <b>■</b> 両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-11の案件につきまして、 <b>■</b> 推進委員をお願いします。
	<b>■</b> 番	<b>■</b> 地区担当の <b>■</b> です。受付番号3-11について報告をいたします。たくさん筆がありますが、基本的には2か所にまとまっている感じです。 <b>■</b> から <b>■</b> の方向に直線距離で約 <b>■</b> m位が1か所。それからさらに <b>■</b> mほど <b>■</b> によったところに1か所というふうにまとまっております。10月20日に <b>■</b> 農業委員と申請人の <b>■</b> の <b>■</b> さんの案内のもと現地調査をいたしました。この農地は申請法人の現役員の <b>■</b> さんがすべて所有されているもので、現在は利用権設定をされて法人が使用しているというかたちになっています。利用権設定が廃止されるということでこれを機に所有権移転をしたいということです。 <b>■</b> の <b>■</b> 番地なんかは草が生えているように見えるんですが、これは今撮った写真だからこんな感じであって、奥のほうに支柱が見えると思うんですがこれはほぼ花卉が植えてあり、現状のように永年使用するというかたちですすでに植わっております。周辺の農地への影響もなく何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	<b>■</b> 番	議案書の <b>■</b> ですが、旗が立っているのが見えなくて公図のほうには <b>■</b> と <b>■</b> が一緒に書いてあるんですけど、これはどういうことでしょうか。
	事務局長	ちょっと説明が不足しておりまして、航空写真のほうは <b>■</b> の畑で <b>■</b> さんと表示していますが、申請の際に法務局の添付資料として地籍図の写しを添付されております。それで <b>■</b> プラス耕地番である

		<p>■がこれに含まれているということで、すでにこちらのほうも耕作をされているんですが、分筆線が入っておりません。これから近田については地籍調査等が進むように聞いておりますのでその時点でしっかりした地番や地籍図ができると聞いています。</p>
	■番	<p>1と2が一緒ということですか？</p>
	事務局長	<p>そうですね。地図上ではそうなんですが、台帳はそれぞれありまして■というのが■さんの名義になっております。</p>
	議長	<p>■は航空写真では■さんの名義になってますね。</p>
	事務局長	<p>所有が■と■でそれぞれ違って同じ所有者ではありません。</p>
	議長	<p>議案書では■が■㎡で航空写真では■が■㎡で、地図上の1の中に2が入っているのなら面積の整合性がとれないですよ。</p>
	事務局長	<p>■のほうが表示されていなくて■の部分■㎡です。1筆のなかに■もいるということで、枝番1のほう■㎡で枝番2のほう■㎡であるとすれば■㎡が全体の面積になるのかなと理解しています。</p>
	■番	<p>旗がついているほうが■ですか？</p>
	事務局長	<p>場所的にはおそらく左側のほうが■かなと思います。</p>
	議長	<p>■の登記簿はあるんですか？</p>
	事務局長	<p>あります。</p>
	議長	<p>他にございませんか。</p>
	■番	<p>これは何で個人名から会社名に変えたんでしょうか？</p>
	事務局長	<p>会社のほうが若い方が後継者ですすでに経営のほうをされておりまして、今までは利用権設定で期限を切って貸し借りをされていましたが、今後ずっと継続をして事業をされていくということで、今後は法人のほうで持つ方がいいだろうと判断されて今回申請をされております。それと、法人が農地を持つというような要件がありまして、構成員の過半が常時従事されていないと所有することができないんですが、そちらの要件はクリアしていますので法人の所有にするということです。先ほど言ったように、法人が所有するには3条申請をして正式に所有するのが原則としてありますので、今回申請をされております。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
議案第2号	議長	<p>続きまして議案第2号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお</p>

		ります。1-7の案件につきまして、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 委員お願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 番	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 地区担当の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> です。その前に前回の議案になっていた <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんの農地ですが本人に電話連絡をして作られていると確認を取っております。受付番号1-7について報告します。場所は <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> の中の家の裏にあります。 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 委員同行のもと現地調査しました。申請地については隣接する居宅があり以前は耕作していたが空き家になり約20年以上耕作されておらず現況についても雑木などが生育して耕作できない状況になっており、農地への復元は困難であると思われます。木がかなり大きくなっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	地図は <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> になっているが相続して <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんになっているんですか？
	事務局長	所有権移転を令和5年4月25日付けで受け付けて <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんに名義が変わっております。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「非農地証明申請による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	農地法3条による申請書へ新たに国籍を記載するようになりました。これは外国人による土地の取得等の情報を明確にするためということのようですが、3条のみです。これはあくまで農地として活用されるものについて国籍を把握するということかなというふうに思いますが、5条による土地取得は国籍記載要項がでておりません。農水省がやるので農地以外のことは言えないのかもしれませんが、要するに5条で所有権移転をされる場合は農地以外へ地目が変わることになりますので、5条のほうへは適用になっておりませんが、3条の時は国籍を書いていたことになりました。
	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 番	国籍が問題で3条が許可されないという案件はあるんですか？あるとしたらそれはこういった条件なんでしょうか。
	議長	国籍が日本以外の場合は許可してはいけないよというようなものはまだありません。本庁にはそういう例はないとは思いますが、こういう様式に変わっておりますことを知っておいてもらえればと思います。
	議長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (賛成多数)

		挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「電気事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	■番	この■■■■■■■■■■はすでに農地パトロールではE判定をしております。けどまだ地目変更されていないのでこういう形になったんだと思います。
	事務局長	そうですね。手続きのほうはまだ完了していない状況です。
報告第2号	議長	続きまして報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
報告第3号	議長	続きまして報告第3号「取消願について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時23分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和5年11月28日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>